第 1321 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年)平成11年 5月26日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel:06-6209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

♤社長の長男の留学費用

Q：当社は同族会社で、社長には大学在学中の長男がおり、将来はこの長男が社長の後を継ぐものと思われます。

この度、社長の意向で、この長男を帝王学習得のためアメリカに留学させることにし、その費用を法人が負担することとしました。この留学費用の取扱いを教えてください。

A：社長に対する賞与として損金に算入されません。

【解説】

法人が使用人を外国に留学させ、その費用を負担する場合において、その留学の目的、留学期間などからみて、その留学が現に行っている業務の遂行上必要なものであり、かつ、留学させる使用人の選定方法が合理的なものであると認められるときは、その負担した留学費用は、留学に通常必要な範囲のものである限り、税法上も単純損金として取り扱われます。ただし、その留学費用が通常必要と認められる額を超える場合には、その超える額は、その使用人に対して給与を支給したものとして取り扱われます。

ところで、ご質問の場合、社長の長男は法人の従業員でもなく、法人が自己の費用で研修等を行う理由がありません。単に、将来法人の業務に役立つからといった程度の理由で留学させたとしても、それは法人の業務の遂行上必要な留学としては認められず、社長の個人的な費用を負担したことになり、社長に対する賞与として取り扱われ、損金不算入とされるとともに、源泉徴収を要します。